

国民健康保険の国庫負担金減額調整措置及び福祉医療費助成に関する意見書

現在、全国の自治体が、子ども、重度障害者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう、医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施している。

自治体が単独で行っている医療費助成制度について、国は、自己負担の減額を行うことが、医療費の増大につながるとし、助成制度を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額している。

一方、昨年、閣議決定した少子化社会対策大綱には、これまで以上に少子化対策の充実を図ると明記されており、居住地による医療費助成の格差解消や、国による統一的な医療費助成制度の創設を求める声が全国的に高まっている中、全国市長会においても、国の制度創設を強く求めている。

よって、国におかれては、子ども、重度障害者、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 自治体単独事業による子どもの医療費助成のほか、重度障害者、ひとり親家庭等の福祉医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を廃止すること。
- 2 子どもを始めとして、重度障害者、ひとり親家庭等の医療費助成制度を自治体任せにせず、国による統一的な医療費助成制度の創設をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣